千葉の農林水産物輸出促進事業の実施について

千葉の農林水産物輸出促進事業の実施に当たっては、千葉県補助金等交付規則（以下「交付規則」という）、「千葉の農林水産物輸出促進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という）」及び、「千葉の農林水産物輸出促進事業実施要領（以下「実施要領」という）に基づき、適切に御対応いただくようお願いします。

事務手続きの流れ（令和８年度）

時　期	補助事業者	県
令和８年 **４月 10 日(金)～** **４月 27 日(月)17 時まで** **（注意）申請書の提出期限が前年と異なりますので御注意ください。**	事業実施計画申請書の提出 【実施要領第３第３項（１）（２）・別記第１～４号様式】	審　査
	※交付決定前に事業に着手する場合は届出が必要【実施要領第４第１項・別記第５号様式】	計画承認・通知（内示） 【実施要領第３第３項（５）】
	補助金交付申請書の提出 【交付要綱第３条・別記第１号様式】	審　査
	≪交付決定後　事業の開始≫ ※原則、交付決定通知日より前に発注した経費は対象外	補助金交付決定・通知 【交付規則第６条】
事業内容に変更または廃止（中止）があった場合 ・事業実施計画の変更　【実施要領第３第３項（３）・別記第１～４号様式に準じ提出・交付要綱第５条別記第２号様式】 ・事業実施計画の廃止　【実施要領第３第３項（４）・交付要綱第５条別記第２号様式】		
令和８年 12 月 ～令和９年１月	事業遂行状況報告書の提出 【交付要綱第６条・別記第３号様式】 ※知事が指定する日現在の実施状況を 15 日以内に提出	
事業完了の日から 30 日を経過した日　又は令和９年３月 31 日のいずれか早い期日まで	事業実績報告の提出 【交付要綱第７条・別記第４号様式】 ※事業完了後速やかに提出	確認検査
		補助金額の確定 【交付規則第 14 条】
	補助金交付請求書の提出 【交付要綱第８条・別記第５号様式】	
		補助金の支払